

要件2に該当する場合の必要書類

①生産緑地買取申出書

申出者は生産緑地の所有者(共有名義の場合は全員)

②生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

7階 農業委員会事務局で発行。詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

③「生産緑地に係る相談会」で相談していただいた際の相談者カードの写し

相談の結果、「買取り申出の条件に該当する」旨の記載のあるもの

④土地の全部事項証明書

写し可。申出日より3か月以内のもの。

⑤委任状

- ・代理人に買取申出に関する一切の権限を委任する場合は、委任状(実印押印、印鑑証明を添付)を提出してください。
- ・申出書の提出については、申出者本人が持参ください。(本人が持参できず、代行者(使者)が提出のみを行う場合、委任状は不要です。)

従事者が死亡した場合

- #### ⑥住民票の除票 もしくは 従事者の死亡が確認できる 戸籍記載事項証明書 (原本を提出)

- #### ⑦遺産分割協議書(写し) 相続登記がなされていない場合

従事者が農林漁業に従事することを不可能にさせる疾病・怪我を負った場合

⑥医師の診断書等

【医師の診断書】

申出日より3か月以内に発行されたもので、「①今後農林漁業への従事が不可能であること、かつ②農林漁業への従事を不可能にしている故障が将来にわたり治癒せず継続すること」が明記されたもの。(原本を提出)

【その他】※別紙「判断に必要なもの」参照
身体障害者手帳、介護保険証ほか

※申出者本人が手続きを行う場合は、ご本人様確認のため、運転免許証等本人確認できるものをお持ちください。